

毎週火、金曜日発行(但休日相当日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
(曜日)

鳥取県公報

- 目次
- ◇規則 社会保険出張所長事務委任に関する規則の一部を改正する規則
 - ◇訓令 鳥取県社会保険出張所処務規程の一部改正
 - ◇公告 災害救助法による救助の実施(西伯町)

規 則

社会保険出張所長事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七号

社会保険出張所長事務委任に関する規則の一部を改正する規則

社会保険出張所長事務委任に関する規則(昭和三十六

年二月鳥取県規則第四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

社会保険事務所長事務委任に関する規則
第一条中「社会保険出張所長」を「社会保険事務所長」に改める。

第二条各号例記以外の部分中「社会保険出張所」を「社会保険事務所」に、「社会保険出張所長」を「社会保険事務所長」に改め、同条中第十九号から第二十一号までを削り、第十八号の次に次の六号を加える。

十九 国民年金法第九十四条に規定する国民年金保険料追納の承認に関すること。

二十 国民年金法第三十条の規定による障害年金の支給を受ける権利の裁定に関すること。

二十一 国民年金法第三十四条の規定による障害程度
の診査及び障害年金の額の改定に関すること。

二十二 国民年金法第三十七条の規定による母子年金
の支給を受ける権利の裁定に関すること。

二十三 国民年金法第四十一条の二の規定による準母

子年金を受ける権利の裁定に関すること。
二十四 国民年金法第四十二条の規定による遺児年金
を受ける権利の裁定に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、題名、第一条及び
第二条各号列記以外の部分の改正規定は、昭和三十七年
十月一日から適用する。

訓 令

鳥取県訓令第四号

社 会 保 険 事 務 所

鳥取県社会保険出張所処務規程(昭和三十七年五月鳥
取県訓令第三号)の一部を次のように改正し昭和三十七
年十月一日から適用する。

昭和三十八年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

令達先を次のように改める。
題名を次のように改める。

鳥取県社会保険事務所処務規程

第一条中「鳥取県社会保険出張所(以下「出張所」と
いう。)」を「鳥取県社会保険事務所(以下「事務所」と
いう。)」に改める。

第二条及び第二条中「出張所」を「事務所」に改める。

公 告

昭和三十八年一月豪雪による被害に關し、二月十六日
から西伯町の区域に災害救助法(昭和二十二年法律第百
十八号)第二条の規定に基づき、災害救助法による救助
を実施する。

昭和三十八年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

発行日 火 金

行 著 鳥取県鳥取市東町一丁目
印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月価二五〇円(配達料共)]